

<諮問案件(2)>第2次戸田市景観計画に基づくガイドラインの改定について

「美しい都市づくりのための公共施設等デザインガイドライン」、「屋外広告物ガイドライン」を見直し、良好な景観形成・維持に努めていきます。

1. 改定理由について

<背景>

- ・本市では、戸田市都市景観条例及び戸田市景観計画に基づく美しい都市づくりを継承し、より効果的な景観誘導を行うため、令和元年12月に第2次戸田市景観計画を策定しました。
- ・建築物に関するガイドライン(青)と色彩に関するガイドライン(緑)については、第2次戸田市景観計画の策定に合わせて、令和2年3月に「美しい都市づくりのためのデザインガイドライン(青)」に見直し及び一元化しています。

<理由>

- ・第2次戸田市景観計画(令和2年7月1日施行)、「美しい都市づくりのためのデザインガイドライン(令和2年3月策定)」、戸田市都市景観条例(令和2年7月1日改正施行)及び戸田市屋外広告物条例(令和3年4月1日改正施行)の内容を反映させるため、公共施設及び屋外広告物に関するガイドラインを見直します。

2. 主な改定内容について

(1) 美しい都市づくりのための公共施設等デザインガイドライン(黄)

- ・戸田市都市景観条例の改正に基づく、事前協議に関する事項等の追記・修正

(2) 屋外広告物ガイドライン(赤)

- ・戸田市屋外広告物条例の改正に基づく、屋外広告物安全点検の義務化、公共デジタルサイネージ、エリアマネジメント活動に関する事項等の追加・修正

<参考>ガイドラインの変遷について

